●●●●●ケアプランセンター虐待防止検討委員会運営指針

令和3年4月1日制定

１　目的

本指針は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）の３運営に関する基準の（22）虐待の防止で示された事項に基づき、当事業所における虐待の防止に関し、●●●●●ケアプランセンター虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）の協議方針等を定め、委員会の円滑な協議、運営を図ることを目的とする。

２　虐待の防止のための指針

（１）事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

（２）虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

（３）虐待防止のための職員研修に関する基本方針

（４）虐待等が発生した場合の対策方法に関する基本方針

（５）虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

（６）成年後見制度の利用支援に関する事項

（７）虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

（８）利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

（９）その他虐待の推進のために必要な事項

３　虐待の防止のための従業者に対する研修

　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、虐待の防止のための指針に基づき、虐待の防止の徹底を行う。

　職員教育を組織的に徹底させていくためには、委員会が虐待の防止のための指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する。

また、研修の実施内容についても記録する。研修の実施は、事業所内職員研修での研修で差し支えない。

４　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

　事業所における虐待を防止するための体制として、委員会、虐待の防止のための指針、虐待の防止のための従業者に対する研修に掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置く。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務める。

５　その他

　本指針に定める事項について改正の必要が生じたときは、会長が委員会に諮り、決定するものとする。